

## 会社法と会計：自己株式に関連して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大野, 浩 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/23917">http://hdl.handle.net/2297/23917</a>

# 会社法と会計

## ——自己株式に関連して——

大 野 浩

序

- 1 自己株式について
- 2 会計主体と自己株式
- 3 単位株制と端数株式
- 4 株式相互保有と会計

結語

### 序

商法改正による株式制度に係わる問題として、(1)額面株式と無額面株式の同質化、(2)単位株制度の導入、(3)法人による株式相互保有規制が上げられる。

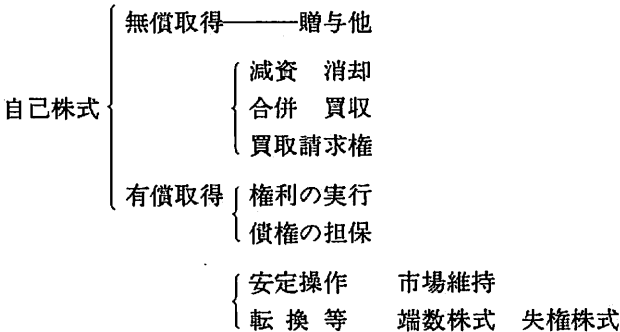
額面株式と無額面株式の関係は、資金調達機能の形式的要件として額面機能を有するにすぎず、今回の改正は額面、無額面株式の同質化と法定資本の充実に焦点がおかれた改正である。

単位株制度及び法人の株式相互保有の問題は、株式会社制度の根幹をなす株式会社の理念に係わる問題であり、同時に法定資本に係わる問題でもある。当該稿において、商法改正に伴う単位株制の導入による端数株式買取請求権による自己株式及び親子会社、法人の株式相互保有株式について商法の論理と会計との関連について論究する。

### 1 自己株式について

自己株式とは「会社が承継的に取得し、または質受した自己発行の株式」<sup>(1)</sup>

と定義され、当該会社が資本調達の一手段として発行した株式の再取得による株式を意味するのである。わが国における商法は、基本的には資本充実、維持の原則、株主平等の原則、株式取引等における公正性の原則等の観点より、原則として有償取得を禁じ、取得許容事由の範囲を限定列举し部分的に容認しているのである。自己株式取得許容事由と範囲についてみると<sup>(2)</sup>、



株式会社における自己株式取得制限の論理は、株式会社本質観の相違により二つの見解が存するのである。その(一)は株式会社を株主すなわち資本投資者の集合体であると考え、会社それ自体の存在と独自性を否定する見解である。かかる観点からの自己株式の取得は、自己株式は資本構成単位として位置付けられ、自己株式の取得は資本の控除を意味することとなる。それ故に自己株式の取得は、資本の空洞化をまねき、資本充実、維持の原則に照して、論理的に否定されるのである。

その(二)は、株式会社の資本構成要素としての資本投資者（株主）と会社それ自体は、全く別個の存在として認識され、株式会社それ自体の存在<sup>(3)</sup>を容認する見解である。それ故に株式は資本の調達策の一手法として機能し、その結果資本構成と株式の乖離化現象がかもし出されるのである。かかる株式会社企業それ自体の観点から株式それ自体を認識する場合、そこには、自己株式の有償取得又は他社の有価証券の取得において、株式それ自体の性格を要素として論理的に分類する必然性ではなく、ただ政策論的観点より、株主総会等における株主の議決権行使における歪曲化、投機的株式取得等による株式取引市場操作等、自己株式取得に伴う弊害に対応した政策論的規制として要請されたのである。

換言すると、自己株式の本質は、株式会社本質論に依拠し規定されるものであり、それらは例えば、株式と資本の関係としても認識されるのである。

株式を資本の構成単位体として認識し、自己株式の取得は資本の控除として認識する見解と自己株式を資本の運用形態<sup>(4)</sup>の一として考え、資産性を認識する見解は自己株式の本質、すなわち会計的性格及びその規制体系において重要な因素となるのである。

(注)

- (1) 末川博編『全訂法学辞典』406頁。  
 (2) 龍田節「自己株式取得の規制類型」, 『法学論叢』90巻4, 5, 6合併号206~207頁。

取得許容の効用として、

- |          |          |          |            |
|----------|----------|----------|------------|
| a. 構造的調整 | 1. 減資・消却 |          | 3. 転換・選択権  |
|          | 2. 包括承継  |          | 4. 端数株・失権株 |
|          | 3. 買取請求権 | d. 資金運用  |            |
| b. 資産確保  | 1. 権利の実行 | e. 企業防衛  | 1. 企業政策の維持 |
|          | 2. 債権担保  |          | 2. 外資に対抗   |
| c. 資本調達  | 1. 安定操作  |          | 3. 企業取得    |
|          | 2. 市場維持  | f. 従業員対策 |            |

自己株式取得規制の必要性として

- |         |            |            |
|---------|------------|------------|
| a. 資本維持 | 1. 出資払戻の禁止 | c. 支配の公正   |
|         | 2. 資産の健全性  | d. 株式取引の公正 |
|         | 3. 資産の流動性  | (副作用)      |
| b. 株主平等 | 1. 機会均等    | a. 法の尊厳    |
|         | 2. 危険負担の公平 | b. 規制の経済   |
|         | 3. 価格の公正   |            |

自己株式取得規制の方法として

第1指標

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| A. 包括禁止 |                      |
| B. 目的規制 | B <sub>1</sub> 限定列举  |
|         | B <sub>2</sub> 一般条項  |
| C. 財源規制 | C <sub>1</sub> 資本金   |
|         | C <sub>2</sub> 資本剰余金 |
|         | C <sub>3</sub> 利益剰余金 |
|         | C <sub>4</sub> 支払不能  |

第2指標

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (B. 目的規制) |                     |
| (C. 財源規制) |                     |
| D. 限度規制   |                     |
| E. 価格規制   |                     |
| F. 手続規制   | F <sub>1</sub> 決定方法 |
|           | F <sub>2</sub> 買付方法 |
|           | F <sub>3</sub> 開示方法 |

第3指標

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| G. 実質規制 | G <sub>1</sub> 従属企業 |
|         | G <sub>2</sub> 計算帰属 |
|         | G <sub>3</sub> 融資   |

(3) 牧野英一「財産法の革新」参照。大隈健一郎「株式会社法変遷論」参照。田中誠二「商法における社会本位的考察」, 「現代商法学理論の重要問題」参照。

(4) 盛田昭夫「自己株式の取得を認めよ」——対談, 「企業会計」vol. 34, No.12, p. 147.

企業としては資金に余剰が生じた場合は投資先を探すわけですが, 調査の上で自分の会社が最も有望な投資先だと判断した場合にはその株式を買うのが当然ではないでしょうか。この前IBMが自己株を買いましたが, これはいろいろ調査した結果, 自社が一番良い投資先だと判断したからです。他社の株式しか買えないという論理は理解できませんね。

## 2 会計主体と自己株式

会計主体は会計学上における最も基本的な概念であり, Accounting Viewpoint として位置付けられ, 会計的判断の主体を意味するのである。それ故に会計主体は会計構造それ自体を規定すると同時に各構成要素の性格をも規定することとなる。

会計主体と自己株式の関係は, 会計主体それ自体が如何なる観点に立脚して, 会計的判断を下すかによって, 自己株式の性格を規定することになる。では会計主体を規定するものは何か, それは企業それ自体であって, 企業の本質を如何に認識するかによって, 会計主体すなわち会計事象に対する判断の主体が明確になるのである。

会計学上株式会社を如何に認識するかについて, 二つの考え方がある。その(一)は株式会社それ自体の存在を否定し, 株式会社は株主の集合体であって, それらは飽迄株主個々の集合体であると考える資本主主体論的認識である。かかる見解は自己株式を資本取引と考え, 有償による自己株式の取得は実質的減資と位置付けるのである。しかし今回改正された株式制度中, 単位株制度の導入による端数株式買取請求権による自己株式の有償取得は有価証券の一時的所有という限定の下に法の政策的擬制による資産性を認容し, 反面自己株式の売買差損益の剰余金増減処理という妥協の下に自己株式が認識されているのである。

その(二)は株式会社の存在と株主(資本出資者)とは別個の存在と考え, 株式会社それ自体が株主より独立した人格を有する社会的存在として認識する見解である。かかる観点より自己株式を考察すると, 自己株式は当初資本調達の一手段として位置付けられ, 流通市場における自己株式は, 調達資金の具体的な運用形態の一つにしかすぎないのである。それ故に他の一時的所有

の有価証券類とは本質的に異なることなく、有償による自己株式の取得においても資産性が認識されるのである。

会計上自己株式の資産性の容認は、自己株式の取得にともなう株主の議決権行使及び株式の市場操作等に対する公正性の確保、利害関係者保護の観点より、明瞭性の原則に則ったディスクロージャー（会計開示）問題及び自己株式取得株数量的規制（商法第210条、会社ハ左ノ場合ヲ除ク、外自己ノ株式ヲ取得シヌハ質権ノ目的トシテ発行済株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超ユル数ノ自己ノ株式ヲ受クルコトヲ得ズ）と区分計上（商法計算書類規則第12条、自己株式は流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない。）が規定されているが、かかる規制は自己株式の有償取得に係わる政策的規制として規定されたものであり、自己株式の資産性に対する論理的否定として規制されたものではない。自己株式の有償取得と会計主体との関係をそれぞれの会計処理方法において示すと次のようになる。

端数株式買取請求権による自己株式の売買取引

- 1) 株主石川より株式800株（@200円）で買取った。  
     （自己株式）160,000      （現金預金）160,000
- 2) 株主金沢より株式200株（@220円）で買取った。  
     （自己株式）440,000      （現金預金）44,000
- 3) 自己株式1,000株@250で売却した。  
     （現金預金）250,000      （自己株式）204,000

※（有価証券売却益）46,000、又は（資本準備金）46,000

有価証券売却損又は益として処理する見解は自己株式の売買を損益取引として処理し、自己株式の資産性を容認する見解である。これに対して自己株式を資本取引として認識した場合、自己株式の売買価格差は資本準備金の増減項目として会計処理することが論理的である。

又単位未満株式の買取請求に対する株式の買取価格は、商法附則第19条において規定され、例えば証券取引所に上場されている株式について買取請求があった場合、証券取引所（本店最寄りの取引所）の開設する市場における請求の日の最終価格（その日に売買取引がないときは、その後最初にされた売買取引の成立価格）に相当する額をもって売買価格と定めている。その結果、自己株式の売買時期の相違により市場価格の変動を受けることとなり、そこには自己株式の受入価格における価格差と売却価格における価格差の問題が提起される。自己株式の売買における有価証券価格の評価とその方法、例えば個別法、先入先出法、後入先出法、等諸方法が考えられる。

以下会計主体との関係を図示すると

会計主体	株式と資本	自己株式
資本主主体論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式は資本の構成単位体</li> <li>・(額面金額×株式数) =資本を基本とする。株式と資本は直接的な関係にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己株式は資本の控除(減資)</li> <li>・資産性はない</li> </ul>
企業実主体論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式は資本調達的手段、資本に対する持分を構成する単位体</li> <li>・額面株式の無額面株化により株式と資本の関係は間接的関係となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己株式は有価証券と考える</li> <li>・資産性を認める</li> </ul>

### 会計処理

- ・売買差額は資本剰余金の増減として処理する。
- ・売買差額は期間損益の増減として処理する。

### 端数株式買取請求権

- ・一時的所有という限定の下に政策的擬定制として資産性を認める。
- ・自己株式の流動化と資産性の確証

### 企業会計原則上の規定

- ・自己株式は流動資産  
有価証券(他の有価証券と区分計上のこと)明瞭性の原則
- ・自己株式は流動資産  
有価証券(他の有価証券と区分計上のこと)明瞭性の原則

### 自己株式の評価

- ・買入価格の差異と払出価格の決定  
会計手続 { 個別法, LiFo  
                  { FiFo. 他
- ・買入価格の差異と払出価格の決定  
会計手続 { 個別法, LiFo.  
                  { FiFo. 他

### 3 単位株制と端数株式

商法改正にともない額面株式の無額面化と単位株式制度の導入が指向された。単位株式制度の導入は、同時に単位未満株式に係わる問題を提起することとなった。<sup>(1)(2)(3)</sup>

単位未満株式すなわち端数株式制度は既存会社において例えば1,000株を1単位とする場合、1株から999株迄を端数株式とされ、昭和57年10月1日以降、端数株式の発行を省略し、又株主総会における議決権等株式の共益権について一部制限されることとなったのである<sup>(4)</sup>。その結果、「単位未満株式買取請求権」<sup>(5)</sup>が新たに導入され、自己株式の有償取得が恒常的、継続的制度として容認されることとなったのである。ここに従来、臨時的又は特定目的の下に限定的に容認されていた自己株式の取得が、単位未満株式の買取請求権を事由とした自己株式の有償取得が恒常的又継続的に容認され、自己株式をめぐる新たな会計問題が提起されてきたのである。

自己株式に係わる会計問題は、その(一)は自己株式の性格規定に関する問題である。すなわち「一時的に保有されている自己株式」は、これを他の会社の株式を保有する場合と同様に資産とみなし有価証券勘定に記載すべきか、それとも資本に対する控除項目として取扱うべきかの問題である<sup>(6)</sup>。その(二)は自己株式の資産性の有無による会計処理上の問題であって、例えば「株式の消却のために取得した場合を除いて、その他の場合には取得した自己株式を売却しなければならないので、その場合買取価額と売却価額との差額を営業上の損益として処理すべきか、それとも資本剰余金の増減として処理すべきかの問題である<sup>(7)</sup>。その(三)は一時的所有の有価証券と自己株式の表示に係わる問題で、自己株式と明瞭性の原則との関係である。商法計算書類規則第12条「自己株式は、流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない」と規定し、自己株式の特異性に基づく弊害除去策の一環として有価証券項目内におけるディスクロージャー(会計開示)を規制したのである。商法計算書類規則第12条規定は、自己株式の有償取得に係わる会計問題に対して、自己株式の資産性の容認と区分表示を規定したことにより、自己株式の有償取得は論理的には資本控除項目としての資本取引ではなく、損益取引として認識されることとなった。その結果、自己株式の有償取得による実質的な減資効果、資本空洞化論は否定されることとなったのである。

単位株制度の導入にとまなう端数株式買取請求権による自己株式の取得は、従来取得事由が限定され且質量的にも規制されていた取引が、恒常的、継続的な取引となり、同時に自己株式資産性の論理が認識される動機ともなったのである<sup>(8)</sup>。

(注)

(1) 稲葉威雄「改正会社法」449頁。

表1 会社数調べ

法務省資料より

会社の種類	年度	昭和57年1月		
	区分	総数	現存会社	清算会社
総数		2,829,333	2,070,812	758,521
株式会社		1,475,377	1,023,257	452,120
100万円未満		290,332	64,894	225,438
100万円以上		896,823	691,318	205,505
1,000万円以上		247,659	227,800	19,859
5,000万円以上		21,954	20,985	969
1億円以上		11,214	10,960	254
3億円以上		2,650	2,596	54
5億円以上		2,035	2,014	21
10億円以上		1,957	1,940	17
50億円以上		753	750	3
合名会社		56,269	19,930	36,339
合資会社		212,189	81,659	130,530
有限会社		1,085,498	945,966	139,532

(2) 大和証券経済研究所「株主総会白書」, 『旬刊 商事法務』第956号, 20~21頁。

調査対象・期間

東京, 大阪, 名古屋等の各証券取引所に上場されている会社1,755社(会社4季報57年第3集)である。調査対象とした定時株主総会は昭和57年6月までに開催された直近の定時株主総会である。

調査期間は昭和57年8月10日から8月30日までとした。この結果今回調査における回答会社の合計は669社(回答率38.1%)にのぼる。

以下各項に引用の統計資料はかかる前提の下に論ずることとなる。

表 2 1,000株未満(額面50円換算)所有の株主数の全株主数に対する比率

社数( )内%

資本金 \ 回答(%)	3以下	5以下	7以下	10以下	15以下	20以下	25以下	30以下	35以下	40以下	45以下	45超	無回答	計
5億円未満	1 (14.3)	2 (28.6)	1 (14.3)					1 (14.3)	1 (14.3)			1 (14.3)		7 (100)
5億円		1 (4.0)			2 (8.0)	4 (16.0)	3 (12.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	3 (12.0)	1 (4.0)	7 (28.0)		25 (100)
10億円以下	3 (2.6)	1 (0.9)	3 (2.6)	2 (1.7)	22 (19.0)	21 (18.1)	18 (15.5)	10 (8.6)	11 (9.5)	8 (6.9)	6 (5.2)	10 (8.6)	1 (0.9)	116 (100)
20 "	8 (5.2)	3 (2.0)	2 (1.3)	6 (3.9)	18 (11.8)	35 (22.9)	19 (12.4)	21 (13.7)	18 (11.8)	9 (5.9)	2 (1.3)	12 (7.8)		153 (100)
30 "	2 (2.6)	1 (1.3)	5 (6.5)	3 (3.9)	7 (9.1)	12 (15.6)	15 (19.5)	13 (16.9)	10 (13.0)	2 (2.6)		5 (6.5)	2 (2.6)	77 (100)
50 "		1 (1.3)	1 (1.3)	4 (5.1)	10 (12.8)	20 (25.6)	16 (20.5)	12 (15.4)	4 (5.1)	3 (3.8)	2 (2.6)	5 (6.4)		78 (100)
100 "	1 (1.0)	2 (1.9)		4 (3.9)	11 (10.7)	27 (26.2)	23 (22.3)	16 (15.5)	9 (8.7)	4 (3.9)	2 (1.9)	4 (3.9)		103 (100)
300 "	1 (1.4)		1 (1.4)	4 (5.8)	12 (17.4)	13 (18.8)	15 (21.7)	7 (10.1)	5 (7.2)	3 (4.3)	3 (4.3)	5 (7.2)		69 (100)
500 "				2 (8.7)	6 (26.1)	6 (26.1)	4 (17.4)	4 (17.4)	1 (4.3)					23 (100)
1,000 "			2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	1 (12.5)					1 (12.5)		8 (100)
1,000億円超			1 (10.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	3 (30.0)								10 (100)
計			16 (2.4)	29 (4.3)	93 (13.9)	142 (21.2)	114 (17.0)	85 (12.7)	62 (9.3)	32 (4.8)	16 (2.4)	50 (7.5)	3 (0.4)	669 (100)

会社法と会計 (大野)

表 3 1,000株未満（額面50円換算）の株主の所有する累計株式数の発行済株式総数に対する比率

社数（ ）内%

回答(%) 資本金	0.01 以下	0.05 以下	0.1 以下	0.5 以下	1以下	2以下	3以下	5以下	7以下	10以下	20以下	20 超	無回答	計
5億円未満	1 (14.3)		2 (28.6)		1 (14.3)	2 (28.6)			1 (14.3)					7 (100)
5億円		2 (8.0)			5 (20.0)	9 (36.0)	3 (12.0)	3 (12.0)	1 (4.0)	1 (4.0)		1 (4.0)		25 (100)
10億円以下	3 (2.6)	7 (6.0)	5 (4.3)	26 (22.4)	33 (28.4)	27 (23.3)	3 (2.6)	7 (6.0)		1 (0.9)	3 (2.6)	1 (0.9)		116 (100)
20 "	4 (2.6)	2 (1.3)	6 (3.9)	31 (20.3)	54 (35.3)	31 (20.3)	9 (5.9)	2 (1.3)	3 (2.0)	3 (2.0)	4 (2.6)	3 (2.0)	1 (0.7)	153 (100)
30 "	3 (3.9)	2 (2.6)	2 (2.6)	25 (32.5)	29 (37.7)	10 (13.0)	2 (2.6)	2 (2.6)			1 (1.3)		1 (1.3)	77 (100)
50 "		1 (1.3)	2 (2.6)	39 (50.0)	24 (30.8)	4 (5.1)	3 (3.8)	2 (2.6)	1 (1.3)	1 (1.3)			1 (1.3)	78 (100)
100 "	2 (1.9)	2 (1.9)	2 (1.9)	52 (50.5)	28 (27.2)	12 (11.7)	2 (1.9)	1 (1.0)			2 (1.9)			103 (100)
300 "	1 (1.4)	7 (10.1)	4 (5.8)	28 (40.6)	19 (27.5)	4 (5.8)	4 (5.8)	2 (2.9)						69 (100)
500 "				16 (69.6)	4 (17.4)	3 (13.0)								23 (100)
1,000 "		1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	1 (12.5)									8 (100)
1,000億円超		1 (10.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	2 (20.0)									10 (100)
計	14 (2.1)	25 (3.7)	29 (4.3)	224 (33.5)	200 (29.9)	102 (15.2)	26 (3.9)	19 (2.8)	6 (0.9)	6 (0.9)	10 (1.5)	5 (0.7)	3 (0.4)	669 (100)

表 4 1,000株未満（額面50円換算）の株券枚数の全株券枚数に対する比率

社数（ ）内%

回答(%) 資本金	10以下	20以下	30以下	40以下	50以下	60以下	70以下	80以下	90以下	90 超	無回答	計
5億円未満	4 (57.1)			1 (14.3)				1 (14.3)			1 (14.3)	7 (100)
5 億 円	1 ( 4.0)	1 ( 4.0)	3 (12.0)	1 ( 4.0)	4 (16.0)	3 (12.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	2 ( 8.0)		2 ( 8.0)	25 (100)
10億円以下	6 ( 5.2)	11 ( 9.5)	8 ( 6.9)	15 (12.9)	19 (16.4)	15 (12.9)	16 (13.8)	8 ( 6.9)	3 ( 2.6)	3 ( 2.6)	12 (10.3)	116 (100)
20 "	15 ( 9.8)	12 ( 7.8)	10 ( 6.5)	21 (13.7)	25 (16.3)	29 (19.0)	19 (12.4)	5 ( 3.3)		1 ( 0.7)	16 (10.5)	153 (100)
30 "	5 ( 6.5)	4 ( 5.2)	13 (16.9)	6 ( 7.8)	16 (20.8)	14 (18.2)	7 ( 9.1)	1 ( 1.3)		1 ( 1.3)	10 (13.0)	77 (100)
50 "	1 ( 1.3)	7 ( 9.0)	9 (11.5)	20 (25.6)	12 (15.4)	14 (17.9)	4 ( 5.1)	2 ( 2.6)	1 ( 1.3)		8 (10.3)	78 (100)
100 "	8 ( 7.8)	15 (14.6)	12 (11.7)	13 (12.6)	25 (24.3)	14 (13.6)	7 ( 6.8)	1 ( 1.0)			8 ( 7.8)	103 (100)
300 "	1 ( 1.4)	4 ( 5.8)	12 (17.4)	10 (14.5)	15 (21.7)	16 (23.2)	5 ( 7.2)		1 ( 1.4)		5 ( 7.2)	69 (100)
500 "	2 ( 8.7)		3 (13.0)	6 (26.1)	3 (13.0)	6 (26.1)	3 (13.0)					23 (100)
1,000 "		2 (25.0)	4 (50.0)	1 (12.5)	1 (12.5)							8 (100)
1,000億円超	1 (10.0)		1 (10.0)	4 (40.0)		3 (30.0)	1 (10.0)					10 (100)
計	44 ( 6.6)	56 ( 8.2)	75 (11.2)	98 (14.6)	120 (17.9)	114 (17.0)	66 ( 9.9)	22 ( 3.3)	7 ( 1.0)	5 ( 0.7)	62 ( 9.3)	669 (100)

会社法と会計 (大野)

(3) 改正法における株式単位の引上げは不健全な零細投資の排除を目的とするものであるから、その目的からすれば、一株に満たない端数をそれ自体として投資の対象とすることは認めることはできないが、すでに適正な単位の投資をしている者について、その利益を侵害し、殊に個人投資家の株式ばなれ現象をもたらすおそれがあるものとすれば、これに対する法的措置が考えられてよいということになる。このような観点から策定されたものが改正法上の端株制度であり………、倉沢康一郎「株式単位引上げの意義と機能」、『民商法雑誌』第86巻6号17頁。

稲葉威雄「改正会社法」445～448頁。

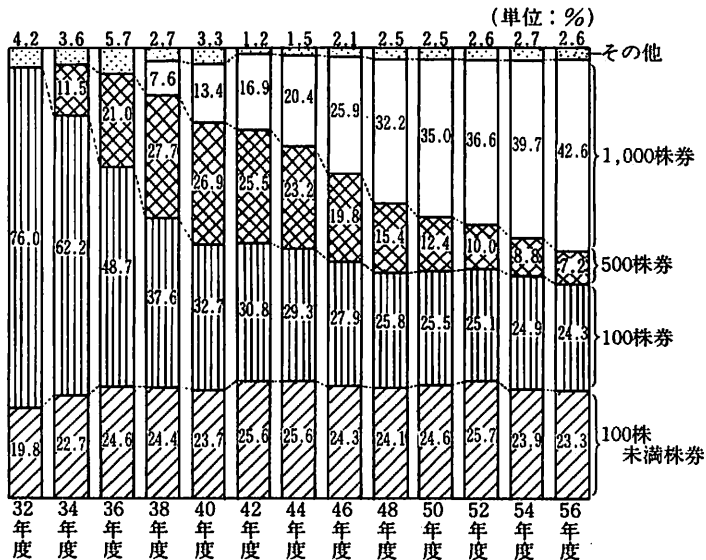
表 5 「昭和56年度株券発行高調査結果」

株券発行高及び発行済株式数の推移

項目 調査年度	会 社 数	株 券 発 行 高 (A)	発 行 高 株 式 数 (B)	株券1枚当たりの 発行済株式数 (B/A)
46年	1,218 社	174,390 千枚	119,893 百万株	687 株
48	1,246	167,458	138,759	829
50	1,326	186,093	151,180	812
52	1,390	214,053	177,785	831
54	1,709	230,537	200,978	872
56	1,734	246,330	221,559	899

昭和57年4月5日全国証券取引所協会資料より

図 1 券種別構成比の推移



会社法と会計 (大野)

図 2

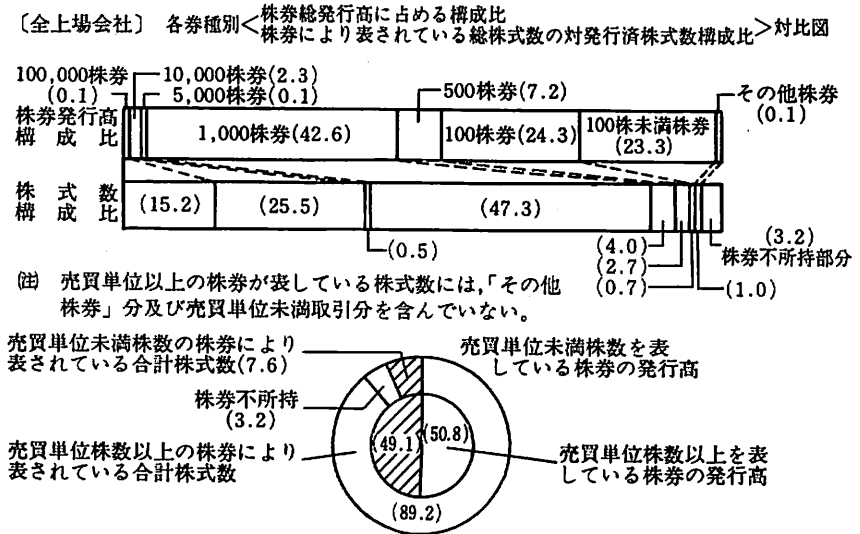


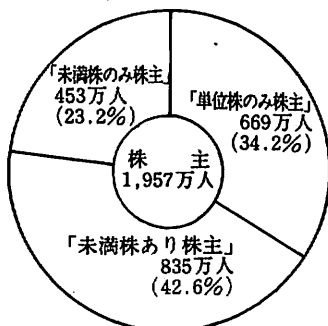
表 6 券種別発行高の推移

〔全上場会社〕

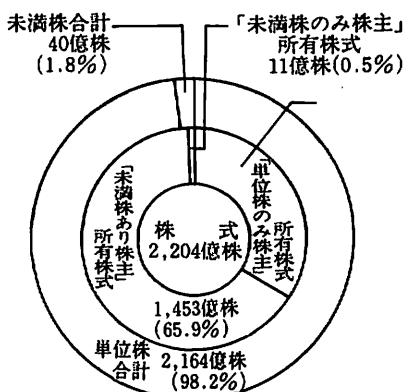
調査年度	会社数	100,000株券		10,000株券		5,000株券		1,000株券		
		枚	%	枚	%	枚	%	枚	%	
46	1,218	114,095	0.07	2,741,641	1.57	174,801	0.10	45,122,393	25.87	
48	1,246	166,934	0.10	3,420,797	2.04	179,531	0.11	53,848,124	32.15	
50	1,326	219,602	0.12	4,086,054	2.20	199,547	0.11	65,047,619	34.95	
52	1,390	274,911	0.13	4,658,328	2.18	215,688	0.10	78,305,979	36.58	
54	1,709	308,871	0.13	5,236,040	2.27	240,443	0.10	91,534,858	39.70	
56	1,734	336,608	0.14	5,638,256	2.29	238,695	0.10	104,816,895	42.55	
調査年度	500株券		100株券		100株未満株券		その他株券		1,000株券	
	枚	%	枚	%	枚	%	枚	%	枚	%
46	34,595,009	19.84	48,676,153	27.91	42,343,108	24.28	622,610	0.36	174,389,810	100
48	25,720,106	15.36	43,263,210	25.84	40,384,138	24.12	475,164	0.28	167,458,004	100
50	23,123,968	12.43	47,416,573	25.48	45,773,493	24.59	226,034	0.12	186,092,890	100
52	21,454,975	10.02	53,741,877	25.11	55,066,545	25.72	334,497	0.16	214,052,800	100
54	20,193,873	8.76	57,370,296	24.89	55,183,890	23.94	469,119	0.21	230,537,390	100
56	17,833,996	7.24	59,841,502	24.29	57,381,288	23.29	243,211	0.10	246,330,451	100

図3 単位株、単位未満株構成図

1. 株主構成



2. 株式構成



(注)・「単位株のみ株主」：単位株式のみを所有する株主  
 ・「未満株あり株主」：単位株式と未満株式を合わせ所有する株主  
 ・「未満株のみ株主」：未満株式のみを所有する株主

・「単位株」：1単位の株式数の整数倍の株式  
 ・「未満株」：1単位の株式数に満たない株式

単位株・単位未満株状況

(1) 株主関係

単位：万人・%

	会社数	総株主数	「単位株のみ株主」数	「未満株あり株主」数	「未満株のみ株主」数
全上場会社	1,722社	1,957	669(34.2)	835(42.6)	453(23.2)

表7 株式関係

単位：千株・%

	会社数	発行済株式数	「単位株のみ株主」所有の株式数	「未満株あり株主」所有の株式数	
				うち単位株	うち単位未満株
全上場会社	1,722社	220,410,822	73,987,894 (33.6)	145,265,665 (65.9)	
				142,403,064 (64.6)	2,862,601 (1.3)
			「未満株のみ株主」所有の株式数	単位株合計株式数	未満株合計株式数
全上場会社		1,157,263 (0.5)	216,390,958 (98.2)	4,019,864 (1.8)	

(注) ○「単位株のみ株主」：単位株式のみを所有する株主  
 ○「未満株あり株主」：単位株式と未満株式を合わせ所有する株主  
 ○「未満株のみ株主」：未満株式のみを所有する株主  
 ○「単位株」：1単位の株式数の整数倍の株式  
 ○「未満株」：1単位の株式数に満たない株式

会社法と会計 (大野)

単位未満株所有株主数（「未満株あり株主」+「未満株のみ株主」）比率別会社数

未満株所有株主数 総株主数	会社数
100%以上 未満	1
90 ~ 100	274
80 ~ 90	285
70 ~ 80	192
60 ~ 70	197
50 ~ 60	219
40 ~ 50	188
30 ~ 40	166
20 ~ 30	124
10 ~ 20	65
~ 10	11
合計	1,722

単位株所有株主数（「単位株のみ株主」+「未満株あり株主」）比率別会社数

単位株所有株主数 総株主数	会社数
100%以上 未満	1社
90 ~ 100	93
80 ~ 90	536
70 ~ 80	610
60 ~ 70	277
50 ~ 60	100
40 ~ 50	55
30 ~ 40	30
20 ~ 30	15
10 ~ 20	5
~ 10	0
合計	1,722

(4) 共益権の一部制限について

議決権を中心とする共益権は株主の財産権としての自益権を自律的に保障すべきものであって、これを単位未満株からうばうことは既得権の侵害であり、ひいてはすべての資金拠出者を企業所有者として構成される株式会社制度の本質上認められえないものとする。賛成者は単位株制度は実質的にはそれ自体が株式の併合の意義をもつものであって、単位未満株は端株にすぎないものと解し、あるいは自益権を株主の固有権と解した上で共益権はほんらい社団法的な制約が可能なものである……倉沢康一郎「前掲論文」「前掲書」15頁。

(5) 商法附則第19条「株主は、会社に対し、自己の有する単位未満株式を買い取るべきことを請求することができる。」同条2項以下において有価証券価格について規定する。

(6) 若杉明「精説財務諸表論」206頁。

(7) 若杉明「前掲書」207頁。

(8) 大和証券経済研究所「前掲書」83頁。

単位未満株の市場売却方針と名義について

表8-1 買い取った単位未満株の名簿閉鎖期間中における市場売却について(予定を含む)

回 答	閉鎖期間中でも市場で売却したい		閉鎖期間中に売却するつもりはない	名簿閉鎖制度は採用していない	無 回 答	計
	単位未満株を単位株券にまとめて売却したい	単位未満株券は併合しないで、そのまま売却するつもり				
社 数 ( )内%	390 (58.3)	16 ( 2.4)	213 (31.8)	19 ( 2.8)	31 ( 4.6)	669 (100)

表8-2 買い取った単位未満株の会社名義への書き換えについて(予定を含む)

回 答	会社名義に書き換える(単位株にまとまった分だけ)	会社名義に書き換えない(単位株にまとまった分だけ)	無 回 答	計
社 数 ( )内%	515 (77.0)	127 (19.0)	27 ( 4.0)	669 (100)

#### 4 株式相互保有と会計

親子会社株式及び株式相互保有について、商法第211条ノ12「他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ有スル会社(以下親会社ト称ス)ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式会社又ハ有限会社(以下子会社ト称ス)之ヲ取得スルコトヲ得ズ」と規定し、子会社による親会社株式の取得を原則的に禁止した。又同241条③「会社、親会社及子会社又ハ子会社ガ他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ超ユル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ四分ノ一ヲ超ユル出資口数ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ株式会社又ハ有限会社ハ其ノ有スル会社又ハ親会社ノ株式ニ付テハ議決権ヲ有セズ」と規定し株式相互保有限度と議決権規制がなされている。

株式相互保有の形態<sup>(1)</sup>は、資本の集中と支配の高度化過程における一形態として認識され、株式相互保有化は水平的或いは垂直的な量的拡大が行われてきたのである。その結果、企業集団(株式相互保有会社群)における自己株式取得効果と株式相互保有における質的規制が法定化されることとなったのである。すなわち親子会社株式又は株式相互保有における株式取得は、

「親会社と子会社間に財産的一体の関係が認められるときは、親会社と子会社のいずれをとっても自己株式の取得と異なる経済的実態を有する行為形態であり……」<sup>(2)</sup> と述べ、親子会社間における株式の取得は自己株式の取得と同一の効果が認識されるのである。

かかる自己株式取得効果の一例を示すと、例えば「親会社の子会社に対して全般的にその活動を支配することができる勢力を有することに基づいて、子会社として親会社株式を取得させることにより親会社株式について不当な株価操作や投機的行為を行い、または親会社の経営者の支配的地位の固定化をはかるなど親会社自身が自己株式を取得する場合と異なる諸弊害（経済的マイナス効果）をつくり出す危険がある」<sup>(3)</sup> と述べられる如く、親子会社間における株式相互保有関係において、株式取得に伴う弊害が認められるのである。<sup>(4)(5)</sup>

一方、株式の相互保有、すなわち関係会社等間における株式取得と株式の性格についてのみみると、一般に株式相互保有関係は資本参加による経済的諸効果及び支配、又は余裕資金の運用として投下され取得されるものであり、その株式の性格は株式相互保有目的又はその所有形態から規定され、具体的には関係会社株式或いは関係会社出資金として位置付けられ、自己株式の有償取得の効果をもつものである。会計学的には、一時的所有の有価証券とは目的々に相違する性格を有するため、投資勘定において処理されるのである。

(注)

- (1) 泉田栄一「株式の相互保有について」『日本海研究所研究年報』第7巻143-192頁。  
株式相互保有形態及び保有規制について詳細な研究がなされている。
- (2) 『法学セミナー』第50、142頁。  
『法学セミナー』第50、142頁。
- (4) 泉田栄一「子会社による親会社株式の取得」『富大経済論集』第27巻第1号125-147頁。
- (5) 大和証券経済研究所「前掲書」86-87頁。子会社による親会社株式の取得制限——現状と対応。

表9-1 子会社による親会社株式の取得制限規定が設けられたが、  
貸社の子会社でこれに抵触する株式保有があるか否か

回 答	(A)	(B)	(C)	無 回 答	計
	あ	り	従来からなし 商法改正に備えて 処分等を行った結果、 なし		
社 数 ( )内%	134 (20.0)	465 (69.5)	48 ( 7.2)	22 ( 3.3)	669 (100)

表9-2 (A)と答えた会社の今後の具体策の予定 (重複回答あり)

回 答	親会社の出資比率を50%以下に引き下げる予定	子会社の新株発行を促進する	子会社保有の親会社株式を売却する	他社の動向をみて具体策を考えたい	その他	無回答	計
社数 ( )内%	20 ( 2.9)	40 ( 5.8)	66 ( 9.6)	36 ( 5.2)	15 ( 2.2)	514 (74.4)	691 (100)

表9-3 (C)で答えた会社の採った具体策 (重複回答あり)

回 答	親会社の出資比率を50%以下に引き下げた	子会社の新株発行を促進する	子会社保有の親会社株式を市場で売却した	その他	無回答	計
社数 ( )内%	10 ( 1.5)	14 ( 2.1)	21 ( 3.1)	0 ( 0.0)	628 (93.3)	673 (100)

相互保有株式の議決権行使の制限——現状と対応

表10-1 25%超の株式相互保有に対し、議決権行使の制限の規定が設けられたが、貴社の関係会社で、貴社に対し議決権行使できない保有関係があるか否か

回 答	(A)	(B)	(C)	無回答	計
	あり	従来からなし	商法改正に備えて処分等を行った結果、なし		
社数 ( )内%	185 (27.7)	417 (62.3)	24 ( 3.6)	43 ( 6.4)	669 (100)

表10-2 (A)と答えた会社の今後の対策の予定 (重複回答あり)

回 答	相手方に対する保有を25%以下にする予定	相手方所有の自社株式を相手方の新株発行などへ移動する	その他	無回答	計
社数 ( )内%	41 ( 6.1)	35 ( 5.2)	121 (17.9)	480 (70.9)	677 (100)

表10-3 (C)と答えた会社の採った対策(重複回答あり)

回 答	相手方に対する保有を25%以下にした	相手方所有の自 社株式を相手 社新従業員へ の会など他へ の式移動をす めた	そ の 他	無 回 答	計
社 数 ( )内%	7 ( 1.0)	15 ( 2.2)	15 ( 2.2)	632 (94.5)	669 (100)

### 結 語

商法改正にともなう単位株制度の導入は、単位未満株式の共益権の制約と端数株式買取請求権の導入をはかったのである。端数株買取制度は恒常的、継続的な自己株式有償取得を義務付けることとなり、ここに自己株式有償取得論理の新たな展開がなされたのである。従来自己株式の有償取得は限定列挙による質的規制がなされ、自己株式の資産性をめぐって会計学上対立した見解が存したのである。すなわち、一時的に保有される自己株式を、その他の有価証券と同一視し、資産性を容認する見解と資産性を否認する見解である。この見解の対立は又自己株式の売買価額差の性格の認識に際して損益とするか、或いは資本とするかという問題を提起したのである。

株式を資本の単位と思考し、自己株式の有償取得における自己株式の本質は、一時的所有という形態をとるにしろ論理的には減資効果を有する資本取引と考え、資本控除形式をとる会計処理がなされるべきである。しかし実務上は自己株式の一時的所有という事態を考慮して、政策的規制の下に有価証券として処理され資産性が認識されているのである<sup>(1)</sup>。

商法改正にともなう単位株制度の導入と端数株式買取請求権の制度化は、自己株式有償取得による株式の資産性に対する政策論的論理からの脱皮を促がすこととなったのである。すなわち株式の資本単位体論(財産一体論)に導かれた自己株式有償取得規制論が親子会社株式又は株式相互保有という株式保有形態にまで拡大化されることにより、株式の資本単位体論を論拠とした株式会社論の転換をよぎなくされ、ここに株式会社の社会的責任論を核とする株式会社論の展開がなされるのである。株式の資本単位論に導かれ、かつ政策的擬制の下に認められた自己株式の資産性の論理にかわり、社会的責任論を核とする株式会社論の下に自己株式の資産性が論理化され、一方、株価操作、資本空洞化及び株主総会の議決権歪曲化等に鑑み自己株式の取得、

親子会社株式及び株式相互保有に対する政策的規制を規定している。

(注)

- (1) 会計処理の面から考えれば、自己株式の取得は実質上資本の減少であるから、資本金から控除する形で表示することが考えられるが、未だ一般的でない。自己株式の取得は例外的に認められているものの、いつまでも所有していることは認められず、適当な早い機会に処分しなければならない。森田松太郎「資金調達に伴う会計処理と開示」『企業会計』第34巻第10号49頁。

(57年10月30日)